

第 7 期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会における  
委員会の設置について

平成 25 年 3 月 13 日  
科学技術・学術審議会  
生命倫理・安全部会

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会運営規則第 3 条第 1 項に基づき、生命倫理・安全部会（平成 13 年 2 月 16 日設置）に、以下の委員会を設置する。

- (1) 遺伝子組換え技術等専門委員会（平成 13 年 3 月 15 日設置）  
「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づく確認申請に係る拡散防止措置の有効性の確認及びそれに付随する重要事項に係る調査検討並びに遺伝子組換え技術等に関する専門的事項に係る調査検討を行う。
- (2) 特定胚及びヒト E S 細胞等研究専門委員会（平成 13 年 7 月 11 日設置）  
以下に掲げる確認等及び調査検討を行う。
  - ・「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」第 6 条に基づく届出の同法第 4 条の指針への適合性の確認等及び特定胚の研究に関する専門的事項に係る調査検討
  - ・「ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針」に基づく樹立計画等の指針への適合性の確認等及びヒト E S 細胞の研究に関する専門的事項に係る調査検討
  - ・ヒト i P S 細胞、ヒト組織幹細胞等の研究に関する専門的事項に係る調査検討
- (3) 生殖補助医療研究専門委員会（平成 17 年 10 月 11 日設置）  
「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」に基づく研究計画等の指針への適合性の確認等及び生殖補助医療研究に関する専門的事項に係る調査検討を行う。
- (4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会  
（平成 22 年 2 月 10 日設置）  
「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直し等に関する専門的事項に係る調査検討を行う。
- (5) 疫学研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会  
（平成 24 年 12 月 7 日設置）  
「疫学研究に関する倫理指針」の見直し等に関する専門的事項に係る調査検討を行う。

# 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会組織図 (平成26年6月4日現在)

